

## 第8 壁付暖炉（条例第6条）

### 1 用語の定義

本条は、建築物と一体をなす壁付暖炉に対して規制したものであり、単に装飾の目的で造られるもの又は移動式のストーブを入れて使用するもの等特に煙突を設けることを必要としない模造的なものは、本条の対象とはならず、移動式のストーブを入れたものは、条例第18条から第21条までの火を使用する器具の規定の適用を受けるものであること。

### 2 条例等の運用

条例、条則によるほか、その取り扱い及び運用については、次によること。

- (1) 第1項第2号に例示されているものと同等以上の耐火性能がある構造については、本規定に適合しているものとして取り扱うことができること。
- (2) 第1項第2号の規定は、壁付暖炉の耐火性についてその構造を規定し、目地の緩みその他の亀裂等を発見しやすいように、背面の点検ができる構造とすることとしているが、第1項第1号ただし書きの規定により間隔を保つことを要しない場合には、特に背面の状況を点検できる構造とすることを要しないものとして取り扱うことができること。
- (3) 第2項に規定する準用規定は、第2. 炉及び共通事項を準用すること。